



第500号

昭和49年3月5日

# やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL代 3881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるこびに生きましょう。

## 市の動き

### あなたも始めてみませんか —成人学級生を募集しています—

公民館では昭和49年度公民館成人学級の講座生を募集します。

この成人学級は教育センター内市立公民館を会場に1年間通じて行うもので、1回当たりの講義時間は各科目とも約2時間です。各講義ではそれぞれの専門科目以外に、市民生活をたかめ、差別をしない、差別を許さない町づくりをするため同和教育にもとりくみます。

日頃、家庭にとじこもりがちの方、何かをやってみようかなと思っている方、思いきって参加してみたいかですか。成人学級は「良い人間関係をつくる場。」「学ぶ喜びを味わう場。」「です。きっとすばらしい結果が生まれることでしょう。

★募集科目および定員 下表参照

★受講資格 市民または市内に勤務する人で15歳以上の人(学歴男女を問わず)

★受講料 無料(科目により材料費、テキスト代の個人負担あり)

★申し込み 3月26日(火)・27日(水)の両日、午前10時から午後6時30分まで公民館で受け付けます(直接、公民館におこしください)。申し込み用紙は当日公民館で準備しています。なお、運営費(茶話会費)として1科目につき100円ご用意ください。

※ご注意 受付初日の26日午前10時に、すでに申し込み者が定員に達している講座があった場合、10時までに来られた方を対象に抽選で決めます。また、受付期間中でも定員に達しだい締め切ります。

その他、講座生募集に関するお問い合わせは市立公民館(清水町1-1-6教育センター内、電92-5875)まで。



▲ 染色工芸学級から

## 募集科目および定員

科目	開設	講師	内容	定員
主婦と哲学 —やさしく—	年間12回	大阪教育大助教授 秋葉英則	きびしい社会に生きる 哲学をやさしく	50
主婦の経済学	〃	大阪市立大助教授 柴田悦子	変化する国際情勢の中 の家庭の経済	50
現代の文学	〃	前大阪外大教授 吉田孝次郎	風土に育ってきた文学 の現代性	50
同和教育と教育	〃	八尾市同和教育室長 川内俊彦	部落問題と教育の出発	50

科目	開設	講師	内容	定員
短歌	年間20回	井ノ口豊男	短歌作品の添削通信による指導	40
俳句	〃	湯川潮風 中川菜生	俳句作品の添削通信による指導	40
川柳	〃	西尾 栞	川柳作品の添削通信による指導	40
同和教育	年間12回	川内俊彦	部落差別から解放への通信による指導	40

コース	開設	講師	内容	定員
青年コース	(年間)平日午後6時30分より (20回)	大学教授ほか	こころと愛、生活と労働、レクリエーション	40
婦人コース	(年間)平日午前10時より (20回)	〃	女の歴史、生きる学ぶ原動力、教育社会	40
成人コース	(年間)平日午後6時30分より (20回)	〃	住民と市民、都市社会の問題	40
老人コース	(年間)平日午前10時より (20回)	〃	歴史の見方、健康と趣味、こころとくらし	40

科目	開設	講師	内容	定員
染色工芸	月曜 午後1時	岡野 栄	素材に適する染色や絞り染などの技術	40
華道	月曜 午後6時	小西克育	基本的な花の活け方	40
詩吟	火曜 午後6時	滝沢実穎	朗詠・朗吟	40
器楽	火曜 午後6時	森本健三	管楽器を主として合奏まで	40
書道(かな)	第1・第3水曜 午後6時	福田芳春	毛筆かな	40
書道(漢字)	第2・第4水曜 午後6時	生田碧蘭	毛筆漢字	40
ペン習字	月曜 午後6時	辻 和雲	ペン習字の基本から	40
手芸	木曜 午後1時	三藤 さく子	フランス刺しゅうのいろいろ	40
お母さんのコーラス	木曜 午前10時	小林美代子	女声合唱	40
絵画	木曜 午後6時	幸崎 茂登喜	デッサンから油絵へ	40
写真	第1・第3木曜 午後6時	根来秋光	写真の撮影構造から技術技法仕上げ	30
8ミリ	第2・第4木曜 午後6時	関 茂	8ミリ映画の撮影から編集まで	30
フラワーデザイン	金曜 午後1時	塩崎文江	フレッシュ、フェーザ、リボンを使った装飾技術	40
英会話	水曜 午後6時	ロバート・ロング	日常会話外人と話せるまで	40
婦人英会話	土曜 午前10時	渡辺美津子	やさしい日常会話	40
俳画	第1・第3土曜 午後1時	國尾華甫	初歩から	40

# やお市政だより

第500号

2

昭和49年3月5日

## 市の行事

3/11 (月)	教育 家児 心配	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆3種混合予防接種 14.00-15.30 大正幼、安中幼</li> <li>☆種痘の判定(入学予定者) 14.00-15.30 曙川幼、南高安幼</li> <li>☆ツベルクリン接種 14.00-15.00 八尾保健所</li> <li>☆肢体不自由児相談 13.00-14.30</li> </ul>
12 (火)	交通 青少	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆奈良お水取り</li> <li>☆3種混合予防接種 14.00-15.30 北山本幼</li> <li>☆種痘の判定(入学予定者) 14.00-15.30 長池小、山本小</li> <li>☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター</li> <li>☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所</li> </ul>
13 (水)	結婚 家児 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆3種混合予防接種 14.00-15.30 志紀幼、八尾幼</li> <li>☆種痘の判定(入学予定者) 14.00-15.30 高美幼、永畑幼</li> <li>☆BCG接種 14.00-15.00 八尾保健所</li> <li>☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所</li> <li>☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所</li> </ul>
14 (木)	家児 法律 青少	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆種痘の接種(入学予定者) 14.00-15.30 北高安小、美園小</li> <li>☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30-16.00 教育センター</li> <li>☆一般スポーツ教室(ク) 17.30-21.00</li> </ul>
15 (金)	家児 教育 身障	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆近畿交通安全デー</li> <li>☆3歳児健康診査(昭和45年9月生まれの女児) 13.00-14.30 八尾保健所</li> <li>☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所</li> <li>☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室</li> <li>☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所</li> </ul>
16 (土)	青少	
17 (日)	結婚 心配	
18 (月)	行政 教育 家児	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆彼岸の入り</li> <li>☆種痘の判定(入学予定者) 14.00-15.30 北高安小、美園小</li> </ul>
19 (火)	交通 青少	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター</li> <li>☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所</li> <li>☆出張献血 10.00-15.00 市立病院</li> <li>☆種痘の接種(乳幼児) 14.00-15.30 南高安小、久宝寺小</li> </ul>
20 (水)	家児 教育 人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所</li> <li>☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所</li> <li>☆種痘の接種(乳幼児) 14.00-15.30 竜華小、桂解放会館</li> </ul>
21 (木)		☆春分の日
22 (金)	家児 教育 身障	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆放送記念日</li> <li>☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所</li> <li>☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所</li> <li>☆種痘の接種(乳幼児) 14.00-15.30 用和幼、竹淵小</li> </ul>
23 (土)	青少	
24 (日)		☆彼岸明け
25 (月)	教育 家児 心配	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆電気記念日</li> <li>☆ツベルクリン接種 14.00-15.00 八尾保健所</li> <li>☆肢体不自由児相談 13.00-14.30</li> </ul>

### 《夜間中学生ぼしゅう》

☆中がっこう そつぎょうのしかくがなくて こまっている人  
☆小がっこうや中がっこうをそつぎょうできなかった人  
きょうかしよもきゅうしょくもむりょうです。ごご5じ30ふんから9じまでがんばってべんきょうしましょう。  
そうだんは、八尾市教育委員会(電91-3881 内線466)または八尾中学校(よる電98-9551 ひる電23-4421)までしてください。

### 《行方不明者を捜しているかたに》

ことしも、四天王寺境内亀の池前に「身元不明死者の身元を捜す相談所」を開きます。  
☆とき 3月18日(月)から3月24日(日)までの毎日午前9時から午後6時まで  
昭和26年以降から全国の警察で扱った身元不明の死者23,149体の身体特徴、着衣、所持品などの記録や顔写真などを用意していますので、行方不明者を捜しておられるかたは、ご利用ください。

### 《サッカースクールを開きます》

市民憲章推進協議会は、市体育連盟、市サッカー協会の協力で、次のとおりサッカースクールを開きます。  
☆参加対象 小学校4年生以上  
☆とき・ところ 3月17日、24日、31日、4月6日は竜華小で4月7日、14日、21日、29日は美園小で(ただし、29日は八尾中)5月12日、19日、26日、6月2日は中高安小で(ただし、6月2日は高安中) 時間は、いずれも午前10時-12時  
☆参加料 無料  
☆申し込み 市立教育センター(清水町1丁目)内体育振興課体育係へ 3月分は、3月13日(水)午後5時で締め切ります(申し込み用紙は同係にあります)  
申し込みには保護者の承諾書が必要ですので認印をご持参ください。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも 13時-16時 社会福祉会館で = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で 青少 = 青少年愛護相談 9時-17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制) 行政 = 行政相談 いずれも 13時-16時 市民相談室で 教育 = 教育相談 9時- 教育相談室で 人権 = 人権相談 14時-16時 人権擁護委員会室で 更生 = 更生保護相談 10時-16時 社会福祉会館で

### 《交通安全写真コンクールにご応募ください》

春の交通安全運動の一環として交通安全写真コンクールの応募作を3月15日(金)まで募集中です  
☆応募の資格 市内に居住または勤務(通学)されている方  
☆サイズ 白黒・カラー(プリントに限る)とも四つ切半写真  
☆賞 推薦1点(賞状 1万円相当の品) 特選2点(賞状 5千円相当の品) など入賞21点  
☆主催 八尾警察署、八尾交通安全自動車協会、八尾市  
☆応募方法 作品の裏面に応募者の住所、氏名、題名を明記して、八尾交通安全自動車協会(浜川町3丁目2番1号 〒581 電23-5128)まで

### 《防火標語を募集》

消防本部では、防火標語を募集しています  
☆応募資格 市内に居住または勤務(通学)されている方  
☆標語のテーマ 防火の大切さを理解でき、防火意識を高める標語(例) 点火前 確かめ見直せ フロの栓 火の始末 今日一日のしめくくり  
☆賞 1等1点(賞状 1万円相当の品) 2等2点(賞状 5千円相当の品) 佳作・若干名(賞状 2千円相当の品)  
☆応募方法 官製ハガキ1枚に1句を書き(応募数に制限はありません)住所、氏名、年令、性別勤務先(学校名・学年)を明記し3月31日までに市消防本部予防課(栄町2丁目3番10号 〒581)へお送りください。

### 《フロの空だきはずぐ消防署へ届け出を》

八尾市ではフロの空だきによる火災が多く起きています。しかしながらすぐに消防署へ届け出をされるのはほんの一部で、ほとんどが後に災証明書が必要となりはじめて消防署へ届け出られています。  
フロの空だきをした場合の届け出は市火災予防条例により義務づけられていますので、すぐに消防署へ届け出てください。(電話でけっこうです)

☆みなさんの近くに起こった善意、善行、伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL. 91-3881)



# やお市政だより

第500号

3

昭和49年3月5日

## お知らせ

### 国民年金のこと

#### ■再開5年年金の加入受付は3月31日までです

電91-3881 内線320

国民年金発足当時(昭和36年)、50歳以上55歳以下の人で、10年年金や5年年金に任意加入しなかったなどのため年金が受けられない人を対象に再開5年年金の加入受付をしています。

あなたの老後と幸せを守るため高齢者任意加入の最後のチャンスを生かしましょう。

☆加入できる人 明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人で次のいずれにも該当する人。

①他の公的年金制度(厚生年金、共済組合など)に加入していない人。

②他の公的年金制度から老齢、退職年金を受けられない人または受けることができない人

③現在、国民年金に加入していない人および国民年金法による老齢年金や通算老齢年金を受けていない人または受けることができない人。

ただし、過去に10年年金や5年年金に加入して途中でやめてしまった人は加入できません。(これに該当する人は国民年金手帳があれば持参してください。)

☆加入申し込み 昭和49年3月31日までに市年金課まで。

☆保険料 月額900円(昭和45年6月にさかのぼって納付できます。分割払いも可)。

☆年金額 月額8,000円(年間96,000円) 加入した人の保険料納付済期間が5年に達した後に65歳になった時、または65歳になった後に保険料納付期間が5年に達した時、本人の老齢年金裁定請求により支給されます。

☆その他 明治44年4月1日以前に生まれた人は、満70歳になれば老齢福祉年金(月額5,000円)が支給されます(ただし他の公的年金を受けている人や所得の多い人は支給されませんが、5年年金に加入されると老齢福祉年金の受給資格はなくなります。その他くわしくは市年金課までお問い合わせください。

#### ■国民年金保険料の納付方法がかわります

国民年金保険料の納付方法が49年度分から納付書方法にかわります。国民年金保険料は従来各被保険者のご家庭を訪問して集金していましたが、49年度の4月分からは、原則として集金にお伺い致しません。このため、各被保険者のかたへ、4月中旬頃までに納付書をお送りします。(納付場所などくわしいことは次号でお知らせします)

なお、49年度の国民年金保険料納付期限は、4月～6月分は7月末日まで、7月～9月分は10月末日まで、10月～12月分は翌年1月末日まで、1月～3月分は4月末日までとなっていますので必ず納期限内にお納めください。49年度分の国民年金保険料は最終納付期限(翌年4月末日)をすぎると、市で取り扱うことはできません。

また、納期限内に確実に納められない場合年金の受給権に結びつかなくなったり、年金を受けられる際、損をすることがありますのでご注意ください。

### 開発指導のこと

#### ■開発指導要綱と中高層建築物指導要綱が定められました

電91-3881 内線417

このほど「八尾市開発指導要綱」と「八尾市中高層建築物指導要綱」が定められ、近く施行されることになりました。

八尾市は、大阪市の隣接都市として、年々住宅需要が多くなり、無秩序な市街化がすすんできています。

このため市では、道路・公園など公共施設や公益施設の整備拡充など都市環境の保持、増進に努めていますが、それとともに、建設を目的とした開発行為を行うものに対しても積極的に行政指導する必要があります。

このために定められたのが「開発指導要綱」です。一定の面積規模以上の開発行為や一定の戸数以上の住宅建設を行う場合は、要綱の指導対象になります。

また、市民の日照、通風、電波障害、プライバシーなどの紛争を未然に防ぐために定められたのが「中高層建築物指導要綱」です。

▽建築主の住環境保全▽事前公開制度の採用▽説明会の開催▽事業計画の届け出が主な内容になっています。

要綱についてのくわしいことは、市開発部建築指導課でおたずねください。

### 自動車運転者のこと

#### ■自動車運転者講習会を行います

電91-3881 内線329

春の交通安全運動が4月6日から15日まで展開されますが、自動車運転者の講習会を次の日程で行います。

優良運転者の表彰を受けるにはこの講習に免許有効期間中3回以上の出席が必要です。

なお、これは免許更新時講習とは別のものです。

3月19日(火) 桂、長池、用和、美園小校区の人

20日(水) 八尾、高美、久宝寺小校区の人

26日(火) 竹淵、竜華、永畑、安中小校区の人

27日(水) 大正、志紀、曙川、刑部小校区の人

4月2日(火) 北山本、山本、東山本、南山本小校区の人

3日(水) 北高安、中高安、南高安小校区の人

会場はいずれも市民ホール。時間は午後7時から(入場受付は6時30分から7時)。

自動車でのご来場はご遠慮ください。



### 飼い犬のこと

#### ■狂犬病の予防注射と飼い犬登録の受付を行います

電91-3881 内線361

4月1日から狂犬病予防接種を行いますので、犬を飼っておられるかたは、近くの会場でお受けください。

また、飼い犬の登録も同時に受け付けます。費用は登録手数料300円、注射手数料440円、注射済票交付手数料60円です。

#### ＜日程＞

4月1日(月) 〇久宝園集会所横の遊園地

〇東弓削青年会場 △常光寺 △信貴山口駅前

2日(火) 〇南高安小学校(旧の中学校)

〇高安出張所 △八尾自動車教習所 △北山本児童公園

3日(水) 〇太田八幡神社 〇都塚児童公園

△大正中学校 △清友高校

4日(木) 〇曙川出張所 〇竹淵出張所

△志紀田井中神社 △竜華出張所

8日(月) 山本労働会館 〇桂解放会館

△大竹老人ホーム

9日(火) 安中小学校 〇小阪合神社

△山本児童公園(大和橋東入)

10日(水) 日の出市場 用和小学校

11日(木) 久宝寺口桜橋児童公園

志紀児童遊園地

12日(金) 久宝寺中学校 山本球場

15日(月) 八尾中学校

16日(火) 山本小学校 〇婦人会館前の公園

△八尾市役所

時間は、〇印は午前10時～12時、△印は午後1時～3時、無印は午前10時～12時、午後1時～3時です。午前9時現在、雨天の場合は中止します。

なお、登録や予防注射を受けずに犬を飼うと、3万円以下の罰金がかせられますのでご注意ください。

### 接種のこと

#### ■乳幼児の第1期接種を行います

電91-3881 内線360

乳幼児の接種を次のとおり行います。

☆該当者 生後6カ月～24カ月の乳幼児

☆日程

接種日 判定 実施会場

3月19日 26日 南高安小、久宝寺小

20日 27日 竜華小、桂解放会館

22日 29日 用和幼、竹淵小

4月8日 15日 北山本小、中高安小

9日 16日 南山本小、安中解放会館

10日 17日 山本小

11日 18日 安中幼、大正幼

12日 19日 志紀幼、曙川小

17日 24日 八尾小

時間は、いずれも午後2時～3時30分までです。なお、予防接種手帳に記載してある禁忌事項に該当している人は受けられません。

当日は、母子手帳、予防接種手帳、印鑑、筆記用具、スリッパを持参すること。

#### ★注意すること

☆当日、昼の体温を必ずはかってくる

☆問診票は、よく読んで正しく記入する

☆当日会場で問診を受けるときは、予防接種手帳から問診票のみを切り取り母子手帳の種のページを開いて提出してください。

### 税金のこと

#### ■市・府民税の申告期限は3月15日です

電91-3881 内線251～258

市・府民税申告が3月15日にせまっています。次にあてはまる人は、必ず期限までに申告してください。

＜申告をしなければならない人＞

★ことし1月1日現在、八尾市内に住所のある人で

☆前年中(48年1月1日から48年12月31日まで)に所得のあった人のうち、営業・農業・その他の事業・利子・配当・不動産・雑および譲渡所得等のあった人で、税務署に確定申告書を提出されない人

☆給与所得者で給与支払報告書を勤務先から提出された人のうち

1、給与所得のほかに「地代、家賃、配当など給与以外の所得があり、その分を税務署に確定申告されない人(所得税については、通常給与所得以外の所得が10万円に満たないときは確定申告する必要はありませんが、市民税・府民税については申告しなければなりません)

2、雑損控除または医療費控除を受けようとする人

☆所得税で配当所得の源泉分離課税の適用を受けられる場合でも、市民税・府民税では総合課税の対象になりますので申告してください。

★49年1月1日現在、市内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷をもっている人

＜申告の受付＞

次の休日受付日以外は直接市役所税務課までご持参ください。

☆とき 3月10日(日) 午前9時30分～午後5時まで

☆ところ 市役所税務課、南高安・大正・高安・竹淵・西郡の各出張所

なお、3月9日までは市民ホール1階で、11日から15日までは市民ホール2階で申告受付を行います。申告にはできるだけお送りした用紙をご使用ください

▷市・府民税の申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

### 人事のこと

#### ■パートの看護婦を募集しています

電91-3881 内線360

市衛生課では、予防接種のお手伝いをしていただくパート看護婦を募集しています。

☆募集人員 5～6名

☆勤務内容 予防接種の医師介助

☆勤務時間 午後1時～4時頃

☆手当 3時間で1,500円

☆申し込み 3月20日までに市衛生課へお申し込みください。

その他くわしくは、市衛生課まで。

## 特別監査

### ●民生部児童課（保育料について）の特別監査を行いました

このほど民生部児童課について地方自治法の規定に基づく監査要求による監査を執行しました。その結果は次のとおりでしたのでこれを公表します。

昭和49年2月22日

八尾市監査委員 山本 重文  
同 畑中 正一  
同 平田 庄治  
記

1、地方自治法に基づき、収入役の権限に属する事務の一部を出納員に委任した児童福祉施設入所者措置費（以下保育料とします）の収納事務にかかる監査要求の受理。（ただし保管の権限はありません）

#### 2、監査実施年月日および監査対象

(1) 監査実施期間 昭和49年1月16日から2月13日まで

(2) 監査対象 昭和47年4月1日から昭和48年12月31日までの間における前民生部児童課長の出納員主事春藤茂夫の保管にかかる保育料の横領消費についての調査等。

#### 3、監査の方針および実施方法

監査方法は監査要求のあった地方自治法の規定に基づく収入役の権限に属する事務の一部委任事務のうち、保育料の出納保管の実態を調査することを主眼とし、関係者から事件の経緯および監査資料の提出を求め、あわせて事務の概要の説明、事情聴取並びに関係書類の審査を行いました。特に次の点に留意しました。

(1) 本人または扶養義務者から納付された保育料の児童課（以下主管課とします）における事務処理および納付される保育料が関係法令、これに基づき規定された規則の趣旨にのっとり、合規かつ適正な処理がなされているか。（また、これらに改善を要するものはないかなどについて）

(2) 業務上横領消費した金額の確認について

(3) その他検討、改善を要する事項について

#### 4、監査の結果

要求事項についての監査結果は次のとおり

です。

(1) ア、通常納付について 民生部児童課で発行する納入通知書により、その月分の保育料を本市保育料徴収規則に基づき、市立および法人立保育所長が徴収し、保育料徴収明細報告書とともに児童課長たる出納員に送付され、現金出納簿、入所児童保護台帳（以下台帳とします）等の整理を行う間、児童課長（八尾市出納員）名義の普通預金口座の通帳へ一時預金し、台帳等を整理後預金から引き出し、収入票により指定金融機関（株式会社大和銀行八尾支店）に払い込まれ事務上の処理が終了することになっていますが、出納員口座へ一時入金から出金（指定金融機関等への払い込み）までの間をみると相当長期間にわたっているものがありました。

これについては本市財務規則によると、出納機関（収入役、出納員、その他の会計職員）は、収納した現金を即日またはその翌日までに指定金融機関等に払い込むことになっていますが、主管課において台帳等の整理上、同課を経由しており、事故防止の見地からも規則に基づき適正なる処理をされたい。

イ、自主納付について 保育料は本市保育料徴収規則に基づき、本人または扶養義務者から徴収しなければならぬものであり、その保育料額については本市保育料徴収規則により基準額が定められています。

主管課ではこの基準に基づき保育料を算出のうえ、同規則により徴収を行っていますが八尾保育所運動連絡会に加入している一部の納付義務者は、いわゆる自主納付と称して決定の保育料を納付せず、そのうちの一部を内金として納付しています。

これに関する事務処理は出納員名で代表者に受領書を発行するとともに、出納員名義の普通預金口座（株式会社大和銀行八尾支店）へ入金はされていますが、市の歳入としての手続きはされておらず、これらを含めて決算上は収入未済額として計上されたものです。

保育料の軽減について規定されているのは同規則による場合のみであり、この自主納付（内金納付）は現行法制上他に該当する規定はないので適法とは認めがたい。

なお、主管課においては対象者と話し合い

によって決定額を納付してもらおうよう努力されているように聞き及んでいますが、現在、八尾市児童福祉審議会においても、保育料についての審議も行われており、その答申をまわってこの問題の早期解決を図るよう要望するものです。

ウ、同和地区保育所の保育料について 同和地区保育所入所児童に対する保育料の一部補助については、同和对策事業特別措置法の趣旨に基づく措置費徴収軽減補助により実施されています。

納付義務者が負担する保育料は所長が徴収し、主管課へ送付しており、一般保育料と同様出納員が保管していますが、保育料の一部補助は八尾市同和事業促進協議会（以下同促協とします）へ補助金として年度末に交付しこの時点において保育料として出納員が保管中のものと合算のうえ市の歳入として処理されています。

しかしながら、同促協に対する補助金が年度末に一括交付されるため、それまでの間に徴収した保育料は出納員の保管となり適切な事務処理でないと思料されますので、本市保育料徴収規則に基づく処理と今後同促協に対する補助金を一括交付とせず、せめて四半期毎に分割して交付するなど保育料の早期整理について検討されたい。

(2) 出納員主事春藤茂夫の横領消費した金額は、同人申し立ての期間内のみであり調査の結果は1千92万2千円です。（なお、本人、妻等からの返済金は監査実施期間内に入金されていませんが、最終的には補填されますのでこれらの金額は125万2千475円を差し引くと実質的な損害金額は996万9千525円となります）

(3) その他検討改善を要する事項 ア、児童福祉法第56条によれば、保育所に入所させた場合はその費用を市町村長が本人またはその扶養義務者から徴収することになっていますが現実には法人立保育所長が本市保育料徴収規則に基づき徴収を行っているものの、この取り扱いについては疑義がありますので早急に検討のうえ善処されたい。

イ、地方自治法の規定に基づき、収入役の権限に属する事務の一部を出納員に委任してい

ますが、この委任事項は保育料の収納のみでこれを事務処理の間、預金のうえ保管していることに問題があり、本市財務規則による処理をするとともに整理事務については払い込み後にするよう検討善処されたい。

ウ、納入通知書と保育料徴収明細報告書および保育料徴収明細報告書と台帳を照合した結果、次の点について留意されたい。

▷保育料徴収明細報告書の提出年月日の記載のないもの

▷保育料徴収明細報告書には記載されているが納入通知書のないもの。

#### 5、事故の事前防止対策について

今回の事故発生の要因の一端として考えられますことは、結果的には児童課長（八尾市出納員）名義の普通預金口座の通帳に保育料を一時保管し引き出しが可能であったことは否定できません。すなわち、台帳等の整理の間指定金融機関への払い込みがされないわけでは

これについて本市財務規則に基づく処理がなされていたならば、かかる事故もある程度未然に防止できたのではないとも思われます。しかしながら、これのみならず事故防止が完全に可能とは考えられず、特に公金を取り扱う職員に対する指導研修と相まって職員自身の自覚に待つことは当然のことといえます

一方、これら出納員等は本市財務規則によれば自動的に職員に任命された者が充てられることになっていますが、少なくともこれら職員に対しては重ねて趣旨の徹底と自覚を促し、職責の全うを指示すべきではなかったかまた、本市財務規則に基づき、必要に応じ適時に出納員等の事務の実態について検査を実施し、事故の早期防止と効果面に着目するとともに、再び事故が発生することのないよう万全を期すべきであると思料するものです。

#### 6、意見

## しあわせを築く道 部落解放とわたしたち ⑮

### ■「狭山差別裁判」の真相を究明しよう。一真実を示す「6つの鑑定書」

現在、部落解放運動の中心的な課題として「狭山差別裁判反対」の取り組みが行われています。

今回は、この問題をとり上げたいと思います。狭山事件とは、昭和38年5月1日に埼玉県狭山市でおこったいわゆる「善枝ちゃん誘拐殺人事件」のことです。

この事件の差別性は、部落解放同盟によって、以下のように明らかにされています。第1に、「吉展ちゃん事件」にひきつづいて身代金を取りに来た犯人を取り逃がすという失敗に対する世論のごうごうたる非難から免

れるために、警察が、被差別部落に集中的に見込み捜査し、石川一雄青年を別件逮捕したこと。

第2に、部落差別の結果、石川青年が教育を殆んど保障されてこなかったことを利用し、拷問・甘言によって、ウソの自白を強要されたこと。

そして、第1審では、わずか6ヶ月という異例のスピード審理で、しかも弁護側の証拠や証人を殆んど採用せずに死刑判決を下したこと。

さらに現在、第2審がすすまられています。その中で、石川青年の無実を科学的に証明する次のような「6つの鑑定書」が、明らかにされています。

①（上田政雄・京大教授）石川君の「自白」では、被害者殺害の後、芋穴に一たん足首を

細ひもでしばり逆さ吊りにして約3時間放置したとなっているが、死体の所見からは耳孔内出血や鼻血が見られず、また細ひもによる痕跡は見られない。

②（磨野久一・京都市教育委員会）脅迫文の句読点の正確性、脅迫文が横書きである点から、小学校5年修了程度の石川君の学歴・学力では、とうてい書けない。

③（大野晋・学習院大教授）脅迫文には、「し」→「知」、「警察」→「刑札」など、多数の当て字が使われ、一見稚拙に思えるが、作意的で、「で」→「出」を6回も用いたり、訂正箇所もなく、高度の注意力・集中力をもった筆者と思われる。

④（綾村勝次・書道家）脅迫文は、流れるような横書きであり、石川君の上申書は筆勢がなく、一字一字力を入れて書いており、くい

ちがう。

⑤（和歌森太郎・東大教授、上田正昭・京大教授）死体発見現場から発見された人頭大の石（玉石）と棍棒は、善枝ちゃんの住む堀兼地区の墓制・葬送の習俗だ。ところが、被差別部落にはそれは見られず、石川君は知るよしもない。

⑥（八幡敏雄・東大教授）長年踏み固められた土地を掘り返し死体を埋めるとなると、ほう大な土が残る。ところが、死体埋没の状態は一見「手でなでたような……」となっており、残土の処理は不明である。

八尾市では、市議会で公正裁判要請の決議がなされ、各団体が現地調査が行われるなどの取り組みがすすまられています。

八尾市民のみなさん、「狭山差別裁判」の真相を究明していこうではありませんか。